

<朝日村議会 令和2年第1回臨時会 議案提案説明>

令和2年4月24日

朝日村長 小林 弘幸

おはようございます。

本日ここに、令和2年朝日村議会第1回臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様方には、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

最初に、新型コロナウイルスの脅威に関しましては、3月議会の提案説明の折、全世界を巻き込む未知のウイルスとの戦いと触れました。2月の下旬に長野県で最初の感染者が発生し、以降感染が拡大する都度、対策本部会議を開催し、朝日村に於ける対応策を練って参りました。それから約1か月経過した今、全国に緊急事態宣言が発出され、長野県では昨日の時点で59人・松本保健所管内では12人まで感染が拡大し、いよいよウイルスが身近に迫ってきています。

新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられました方々へ哀悼の意を表すると共に、現在最前線で必死に戦っておられる医療従事者の方々、私達の生活の基盤を支えて下さっている流通

関係等の方々へ感謝を申し上げたいと思います。

このような緊急事態でありますので、この場をお借りし、村民の皆さんに村長としてのお願い事項を発し、朝日村に於ける感染防止に取り組んで頂きたいと思います。

「今は、我々が経験した事のない、第二次世界大戦に匹敵する緊急事態だと認識をして下さい。この事態は医薬品の普及まで長く続くと思われます。

しかし、この恐怖の事態を回避する方法があります。ウイルスに感染しない方法を皆で実行する事です。

お願いを端的に述べます。

1つ、家にいてください

2つ、3密の場所 人と人との密閉・密集・密接した場所へは行かないでください

3つ、通院・食料品の買い出し等どうしても必要な時以外、外出はしないでください

4つ、蔓延状態にある県外には、大型連休中を含め行かないでください

5つ、県外からの帰省は緊急時以外しないでください

6つ、感染者等に差別や偏見をしないでください

以上の6点をしっかり守って行動してください。」

次に議会からも、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策等について、提案書を受け取りました。内容は、この事態に少しでも村民生活に潤いを与え、不安を解消し、元気の出る施策をとるの提案です。

内容は、1人1万円の支援金給付、事業者への融資支援・給付型助成金、ストレス・DV防止策、感染者の隔離策、広報の充実策、村長自らのメッセージを発する等です。これらの提案に対しましては、真摯に前向きに検討しており、村独自の支援策として早急に対応を取ります。

尚、今時点での緊急支援策をまとめました。多くの困っている方がおられますので、村民に安心感を持って頂くために、議会からも提案がありました村民1人に1万円の給付を村独自策として致します。

追加して、小中高校の長期休暇等で影響のある家庭の為に緊急支援金として、これも村独自策になりますが高校生以下の子供1人に1万円を支給したいと思います。その他国からも児童手当の受給者1

人1万円の支給があります。

整理しますと、0歳～高校1年生の年齢は1人3万円、高校2年生～高校3年生の年齢は1人2万円、それ以上の年齢は1人1万円となります。

また、国からの支援金が、1人10万円給付される事となります。

その他の独自策として、命を守る面からマスクを各家庭に50枚配布する準備を進めています。

今後になりますが、村の商工業・農業への支援策につきましては、商工会やJA等との連携を深めタイムリーな支援策を講じて参ります。

その他、村民からの問い合わせ窓口や各種情報発信を担っていきます対応組織として、対策本部に4名による対応チームを今週発足しました。その他、役場窓口での飛沫対策として、透明アクリル板設置や役場での仕事密度の低減を図る為、時差出勤の実施・サテライトオフィスの設置も準備をしています。

今後、矢継ぎ早に国の各種政策が示されますので、支援金等につき

ましては、村民の有益性が増すよう、事務処理のスピード化を実現して参ります。

それでは、只今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、専決処分6件、条例1件、予算3件の計10件でございます。

まず、議案第44号から49号までは専決処分の承認をお願いするものでございます。

最初に、議案第44号 朝日村税条例の一部を改正する条例につきましては、3月末に行われました国の地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第45号 朝日村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第46号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、3月末に行われました国の地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第47号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法の改正により所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第48号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加して予算総額を31億7,000万円としたものでございます。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策費と建設事業の地方債補正でございます。

次に、議案第49号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の予算の総額に歳

入歳出それぞれ 39 万 6 千円を追加して予算総額を 3, 740 万 5 千円としたものでございます。

主な内容は、スキー場リフト点検に伴う補正でございます。

次に、議案第 5 0 号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルスに係る感染拡大防止に伴う、傷病手当金の創設に伴い改正するものでございます。

次に、議案第 5 1 号 令和 2 年度朝日村一般会計補正予算 (第 1 号)につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 8 5 0 万円を追加して予算総額を 3 4 億 5 0 万円とするものでございます。

主な内容は、新型コロナウイルスに係る村単独事業として「生活応援緊急給付金」「子育て応援緊急給付金」及び「感染症対策マスク全世界帯配布事業」でございます。

次に、議案第 5 2 号 令和 2 年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加して予算総額を 4 億 5, 500 万円とするもの

でございます。

主な内容は、新型コロナウイルスに係る感染症拡大防止に伴う、傷病手当金でございます。

次に、議案第53号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収支のうち収入を200万円増額し、総額を1億4,310万3千円。支出を220万円増額し、総額を1億7,938万9千円とするものでございます。

主な内容は、向陽台第3期分譲水道施設増加整備分の施設購入費でございます。

以上、提案いたしました議案につきましてご説明申し上げました。担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<閉会あいさつ>

発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申

し上げます。

今日は多くの専決処分・補正予算・指定管理者の指定等、ご審議を頂き、原案の通り可決をいただき、ありがとうございました。

新型コロナウイルス問題に対する対応策は出来る限りのスピード感を持って対処しますので、議員の皆様のご支援ご協力をお願い致します。

村民の皆様には、朝日村に於いても、緊急事態である事を真摯に受け止めて頂き、感染予防対策を徹底して頂けます様お願い申し上げます。

本日はありがとうございました。